

広報 ひがしそのぎ 7

Higashisonogi

2021
No.646



介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年
8月1日
から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A ① 認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

| | R3.7月まで | → | 見直し後(R3.8月～) |
|---------------------------|--------------------------|---|---------------------|
| 年金収入等※80万円以下(第2段階) | 単身 1,000万円 夫婦 2,000万円 | → | 単身 650万円、夫婦 1,650万円 |
| 年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①) | | | 単身 550万円、夫婦 1,550万円 |
| 年金収入等 120万円超(第3段階②) | | | 単身 500万円、夫婦 1,500万円 |

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

② 介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

| | 施設入所者 | | ショートステイ利用者 | |
|---------------------------|---------|--------------|------------|--------------|
| | R3.7月まで | 見直し後(R3.8月～) | R3.7月まで | 見直し後(R3.8月～) |
| 年金収入等※80万円以下(第2段階) | 390円 | 390円 | 390円 | 600円 |
| 年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①) | 650円 | 650円 | 650円 | 1,000円 |
| 年金収入等 120万円超(第3段階②) | 650円 | 1,360円 | 650円 | 1,300円 |

補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。
（注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか？

A 預貯金等に含まれるものは、以下の表のとおりです。負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。
申請書に預貯金や負債額を記載していただくとともに、以下の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくこととなります。その上で、保険者が必要に応じて、金融機関等に照会を行います。

| 預貯金等に含まれるもの | 確認方法 |
|---|--|
| 預貯金(普通・定期) | 通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) |
| 有価証券 (株式・国債・地方債・社債など) | 証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) |
| 金・銀(積立購入を含む。)など、 購入先の口座残高によって時価評価額 が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) |
| 現金 | 自己申告 |

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。

Q 介護保険制度における食費・住居費の負担が重く、生活が苦しくなるのですが…

A 以下の負担軽減措置の対象となる場合がございます。詳細は役場介護保険係にお尋ねください。

食費・居住費の特例減額措置

- ①2人以上の市町村民税課税世帯の方
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・居住費)の見込額を除いた額が80万円以下
- ③世帯の預貯金等の額が合計450万円以下
- ④介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない
- ⑤日常生活に供する資産以外に資産がない
- ⑥介護保険料を滞納していない

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

- 以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。
- ①世帯の年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算)で市町村民税非課税世帯
 - ②預貯金等の額が合計350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算)
 - ③日常生活に供する資産以外に資産がない
 - ④親族等に扶養されていない
 - ⑤介護保険料を滞納していない
- ※事業を実施していない社会福祉法人等もございます。

令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の 負担限度額が見直されます



- 介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額 44,400 円です。
- 令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A 医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、8月1日以降に利用されたサービス分より一定年収以上の高所得者の負担限度額を以下のとおり見直します。

| | 区 分 | 負担の上限額(月額) |
|-----------|--|-----------------|
| 新設 | 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上 | 140, 100 円 (世帯) |
| | 課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ~ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満 | 93, 000 円 (世帯) |
| | 市町村民税課税~課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満 | 44, 400 円 (世帯) |
| | 世帯の全員が市町村民税非課税 | 24, 600 円 (世帯) |
| | 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等 | 24, 600 円 (世帯) |
| | | 15, 000 円 (個人) |
| | 生活保護を受給している方等 | 15, 000 円 (世帯) |

Q 見直しの対象となるケースは、どのような場合ですか？

A 介護サービスの利用者又は同一世帯に課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 以上の 65 歳以上の方がいる場合が対象となります。

Q 医療費・介護サービス費ともに高額で、高額介護合算療養費制度 (年間の医療費・介護サービス費が負担限度額を超えた場合に払戻しを行う制度) により医療費・介護サービス費の払い戻しを受けています。今回の見直しで負担が増えることはありませんか？

A 高額介護合算療養費制度等の支給要件や負担上限額に変更はないため、収入や医療・介護サービス費等が同じであれば、実質的な負担はこれまでと同額となります。

菊池 桃子氏 講演会

長寿社会を私らしく！

～キャリア形成論と実例から～

日時：令和3年9月5日（日）
14時～15時
（受付開始：13時）

場所：東彼杵町総合会館文化ホール
（東彼杵町彼杵宿郷706番地4）

対象者：町内に住民票を有する40歳以上の方
（令和4年3月31日までに年齢が40歳となる方を含む）

※ 定員300名

入場無料

整理券の配布

8月8日（日）9時30分～ 総合会館研修室

※先着順に1人1枚配布し、無くなり次第終了

配布の際に、本人確認ができる身分証明書をご持参ください。

また、講演会当日はコロナウイルス感染症対策として以下の事項を遵守してください。

- ・当日の受付での検温・消毒の実施（検温の結果によっては、入場をお断りする場合があります。）
- ・入場の際はマスクを着用してください。
- ・会場内飲食禁止です。
- ・発熱・倦怠感等の症状があり体調がすぐれない方はご来場をお控えください。

※ コロナウイルス感染症の感染状況によりイベントを延期または中止する場合があります。



講師プロフィール

菊池 桃子

女優・戸板女子短期大学客員教授

1984年芸能界デビュー

幅広い芸能活動と一男一女の母として子育てを両立する傍ら、2012年3月法政大学大学院政策創造専攻修士課程修了。その後、母校である戸板女子短期大学の客員教授としてキャリア形成論等の講義を担当。

また、メンタルケアカウンセラーの資格を保持している。研究分野は「雇用政策を踏まえた人々のキャリア形成」著書「午後には陽のあたる場所」（扶桑社）がある。

問い合わせ先：役場健康ほけん課介護保険係 ☎ 46-1196（直通）

Japanese tea selection Paris 金賞・銀賞・銀賞 受賞報告

6月23日(水)、Japanese tea selection Parisで2年連続での金賞受賞のほかに銀賞も2つ受賞された(有)西海園 代表取締役 二瀬 浩志さんが報告のため来庁されました。

同大会は、パリで唯一の日本茶コンクールで、その魅力を発信し、日本国内外での日本茶市場の拡大を目的に、2017年から開催されています。

受賞した二瀬さんは、「昨年の2倍の出場者がいたが生産者の努力の賜物で受賞できた。そのぎ茶が全国に広がっていくようPRしていきたい」と笑顔。

報告を受けた町長は、「そのぎ茶を世界に向けて発信していただきありがたい。これからも支援していきたい」と述べました。



▲ 受賞された二瀬 浩志さん(右)

八反田地区民生委員・児童委員 委嘱状交付

八反田地区の民生委員・児童委員として外田 志人己さんが6月1日付で委嘱されました。

子育てや介護の悩みを抱える人や、障害のある方、高齢者などが孤立し、必要な支援を受けられないケースがあります。そこで民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政・専門機関をつなぐ役割を務めます。

なお、任期は令和4年11月30日までとなります。



▲ 委嘱された外田 志人己さん(八反田)

ひまわりの種まき 中山間事業×九州電力

駄地郷の新井手(下流)営農集落では、耕作が困難な農地を耕作放棄地としないため休耕田維持管理活動として景観作物の作付「ひまわりの種まき」を行いました。

新井手下流営農集落の冨田さん(駄地郷)は、「町外の人を呼ぶことで町のPRにもなる。去年からひまわりの種まきに取り組んでいるが非常に綺麗で評判も良かった。これからも続けていきたい」と笑顔。

中山間事業のボランティアとして九州電力が手を挙げ、新井手下流営農集落と協働しました。九州電力は東彼杵町で様々な地域貢献事業を実施されていて、さらに広げていきたいと参加を希望されました。

ひまわりが咲くのを楽しみに管理から収穫まで行われます。



▲ 作付の様子

宝くじ社会貢献広報事業 「コミュニティ助成事業」を活用

本町自治会では、令和3年度において宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、エアコン3台、液晶テレビ1台、ディスプレイスタンド1台、ブルーレイレコーダー1台を整備しました。

会議やイベント等に参加しやすくなり、地域コミュニティ活動の充実・強化が見込まれます。



▲ 助成事業で整備した物品



65歳未満のコロナワクチン接種 優先接種希望のお申し込みについて



7月3日（土）から、65歳未満の方の集団接種を実施しています。

接種対象となるのは、12歳（12歳の誕生日を迎えた方）～64歳（令和4年3月31日に64歳になる方）の方ですが、以下の順番で接種を進めています。

以下の「②のイ）～ケ）に該当する方」で、町外の施設等に勤務される方も優先して接種を受けることができます。接種を希望される方は接種日の2日前までに東彼杵町コールセンターまでお申し込みください。

【接種の優先順位】

- ①基礎疾患を有する方
- ②下記ア）～ケ）に該当する方
 - ア）高齢者施設、障害者施設等の入所者
 - イ）上記施設の従事者（通所、入所、訪問等の業種は問わない）
 - ウ）重い障害を抱える方や介護を要する方と同居する親族
 - エ）保育所、幼稚園、学童保育等の職員
 - オ）教職員
 - カ）警察職員、児童相談所の職員
 - キ）柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師等
 - ク）公共交通機関やタクシー運転手
 - ケ）消防職員
- ③60～64歳
- ④60歳未満

【日程・場所】

集団接種：7月31日（土）、
8月4日（水）、5日（木）、8日（日）
時 間：14時～17時
総合会館グリーンハートホール

〇〇〇〇〇 65歳以上の方でコロナワクチン接種を受けていない方へ〇〇〇〇〇

高齢者の方でコロナワクチン接種をまだお済みでない方は、65歳未満の方の接種日に接種を受けることができます。

接種をご希望の方はコールセンターまでご連絡ください。

予約のお問合せ：東彼杵町コールセンター ☎ 46 - 0111
その他お問合せ：東彼杵町役場健康推進係 ☎ 46 - 1200
（月曜日～金曜日 8時30分～17時15分）

健康と暮らしの情報

※お願い：下記健診等に来所される際は、マスクの着用をお願いします。

子宮がん・乳がん・骨粗しょう症検診

日付：8月3日(火)～5日(木)、
8月29日(日)



お申し込みをされた方には7月に案内を送付しています。詳しくは案内をご覧ください。

トレーニング室利用について

利用講習会開催時は、トレーニング室の利用ができませんのでご注意ください。

利用講習会は、原則 毎月第3日曜日 10時～12時開催予定ですが、変更する場合があります。

日程は、町ホームページ・健康推進係へご確認ください。

健康相談

日時：8月10日(火) 受付：13時30分～14時30分

場所：総合会館2階 保健センター

内容：「健診結果の見方がわからない」「血圧が高め」「健診で血糖値が高いと言われた」など、
気になることはありませんか？保健師・栄養士が相談に応じます。お気軽にご相談ください。
(健診結果があればお持ちください。)



トレーニング室利用講習会について

初めてトレーニング室を利用される方は講習会を受講してください。

また、“トレーニング機器の使用方法を忘れてしまった”、“自分にあった機器の使用法を知りたい”方なども再度、講習会を利用いただけます。ご希望の方は、健康推進係へ予約をお願いします。

日時：町ホームページで確認いただくか、健康推進係までお電話ください。

場所：会議室2 (町総合会館 2階 保健センター内)

受講料：無料 (東彼杵町に住民票が無い方は500円)

準備するもの：顔写真 (横2cm×縦3cm) 2枚・マスク・運動ができる服装・室内用シューズ・
タオル・飲み物



緊急風しん対策

風しんの報告数が増加しています。風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、自己負担なしで抗体検査・予防接種を実施しています。対象となる方へは、無料クーポン券を昨年5月に送付していますので、そのままお使いください。(紛失された方は再発行いたしますので、ご連絡ください。)

風しんは成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠早期の妊婦がかかると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性もあります。感染拡大防止のためにご協力をお願いいたします。



子育てに関する情報



乳児相談 (3～4か月児)

日付：8月2日(月)

時間：受付10時～10時30分

対象：令和3年4月6日～

令和3年5月2日生まれの赤ちゃん

場所：総合会館2階 保健センター

※ 対象者には通知します。



母子手帳交付

日付：8月10日(火)・8月23日(月)

受付：9時30分～10時

場所：役場健康推進係(6番窓口)

必要な物：印鑑・マイナンバー通知書・運転免許証

赤ちゃんに関する保健制度などを説明します。

上記日時に来られない場合は、事前にご連絡ください。



2歳児歯科健診 ※ 対象者には通知します。

日付：8月31日(火) 受付13時～13時30分

場所：総合会館2階 保健センター

対象：平成30年10月24日～平成31年2月28日生まれのお子様



麻しん風しんの予防接種はお済みですか？

麻しんは感染力が強く、特異的な治療法がなく対症療法になるので、ワクチンによる予防が最も効果的です。そのため、予防接種の対象となっている方は必ず接種されますようお知らせします。

☆麻しん風しん予防接種の対象年齢

1期：1歳児（2歳になる前日まで） 2期：小学校就学前の1年間（令和4年3月31日まで）

接種を希望される方は必ず医療機関へ予約をしてください。決められた期間を過ぎると個人の責任・負担で受ける任意接種となりますのでご注意ください。



すくすくねんね

8月4日（水） 戸外遊び（シャボン玉）（5組限定・材料費100円・予約制）

8月18日（水） リンパマッサージ（4組限定・参加費100円・予約制）

8月24日（火）～27日（金） 身体測定週間（午前中・母子手帳持参・予約不要）

☆イベントはコロナウイルス感染拡大等で中止になることもあります。

☆ひろば利用に関する変更（利用制限等）が多々あります。

直接お電話していただくか、FaceBookでも確認できます。

☆来所の際は、事務所前にて検温・マスク着用・手指の消毒をお願いします。

☎ すくすくねんね ☎ 46-0737



東彼杵町消費生活相談窓口からのお知らせ

消費者庁では、本年度統一テーマ『“消費”で築く新しい日常』を掲げ活動されます。

東彼杵町の相談では、コロナ禍により在宅時間の長時間化などに伴うデジタルコンテンツ利用での相談が多数を占めています。中には未成年者によるゲームでの、課金やお試しからの定期購入、SMSの迷惑メールに対応し高額請求があったなど、未然に解決できた事例もあれば、最初から詐欺目的のサイトでのやり取りだった事に、後になって気づき、追跡できず救済する事が出来なかった案件もあります。

令和2年度東彼杵町消費者相談状況 相談件数 29件 被害救済額 3,792,205円

通信販売（健康食品、化粧品の定期購入、ゲーム課金、出会い系など）8件

電話勧誘（太陽光蓄電池・健康食品など）4件

訪問販売（布団、ポストイン）3件

ネガティブオプション（送り付け商法）4件

架空請求（スマホSMS）2件

多重債務（サラ金）2件 他6件



今後、新型コロナウイルスに関連した給付金を装った詐欺の発生が心配されています。特に「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」に関する詐欺に注意が必要です。

本町では、地域や事業所の関係機関の連携により「東彼杵町高齢者のための地域づくり・見守りネットワーク協議会」が設置され、様々な分野で活動しています。

また、高齢者に限らず若年層においても消費者被害を防止するため、中学校授業支援消費者教育の推進にも力を入れています。町民が一体となった安全・安心が確保された地域体制により、一人一人が「消費者被害0」を目指します。

消費者啓発講座の申し込み、相談は、役場総務課防災交通係まで！（☎ 46-0099）

消費生活についての相談窓口

*消費者ホットライン 188 泣き寝入りは「嫌や！」
消費者ホットラインから町の消費生活相談窓口につながります。

*県消費生活センター相談窓口（平日 9:00～17:00）

095-824-0999

*東彼杵町相談窓口 総務課 防災交通係（平日 9:00～17:00）

0957-46-0099

一人で悩まず、
まずは相談



消費者庁 消費者ホットライン
イメージキャラクター「イヤヤン」

国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者証（保険証）等の更新について

= 8月から被保険者証（保険証）が新しくなります =

現在ご使用いただいている保険証の有効期限は、令和3年7月31日までとなっています。新しい保険証を7月中に交付（郵送等）しますので、記載内容をご確認いただき大切にお使いください。なお、更新のための手続きは必要ありません。

■ 有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、国保年金係（もしくは支所）までお返しください。

※保険料を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限の短い保険証が交付される場合があります。

また、特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合もあります。

保険料の納付が困難なときはお早めに、国保年金係の窓口にご相談ください。

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

国民健康保険加入者の方へ

現在ご使用いただいている「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、令和3年7月31日までとなっています。引き続き必要な方は8月1日以降に申請の手続きが必要です。

後期高齢者医療保険加入者の方へ

現在ご使用いただいている認定証の有効期限は、令和3年7月31日までとなっています。引き続き対象となる方には、新しい認定証を保険証に同封して7月中に交付（郵送等）します。（申請の必要はありません。）

※ 限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分が「オ」又は「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その交付を受けている期間に90日を超える入院（過去1年以内）がある場合は、別途申請をすることにより、申請をされた日からさらに食事代が減額されます。

■ 認定証の交付を受けるには

国保年金係の窓口で申請手続きを行ってください。

◎申請に必要なもの・・・保険証、印鑑

問 国保年金係 ☎ 46-1202

高齢者タクシー利用券の助成対象者の範囲が広がりました

町では移動手段を持たない高齢者の外出時の支援を図るため、運転免許証を有しないなどの要件を満たす満75歳以上の高齢者にタクシー利用券を交付しています。

このほど、満65歳以上75歳未満の方でも、病気や事故に起因して自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くとの医師の意見書があり、町長が特に必要と認めた方にタクシー券を助成することとなりました。助成の要件は次のとおりです。

（要件）

①当年度の4月2日現在において町内に住所を有し、現に居住している方

②運転免許証を有しない方（運転免許証が失効している方も含みます）

③医師の意見書（町の指定様式）を提出し、町長が認めた方

問 町民課福祉係 ☎ 46-1155

旧大楠小学校の校舎・グラウンドの賃貸借契約を合意解約しました

旧大楠小学校の跡地活用として、(株)SAIGONが日本語教育施設としての開校を目指されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画を断念したいとの申し出があったため賃貸借契約を合意解約いたしました。

【賃貸借契約に関するお問合せ】 税財政課管財契約係 ☎ 46-1205

飼料用稲わらの供給・需要を希望される方へ

豊富に存在する国内の未利用稲わらを活用し、将来の持続的な畜産物生産の実現及び飼料自給率の向上を図るため、飼料用稲わらの供給・需要を希望される方の情報を農林水産省より求められています。稲わらの販売先や入手先の情報については、役場農林水産係までご連絡ください。

問 農林水産係 ☎ 46-1317

令和3年度東彼杵町子育て応援住宅支援事業

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに3世代（親、子、孫など）で同居・近居するための住宅の改修や中古住宅の取得を支援します！

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を行うことで、出生率の向上や子育て支援を図ります。

対象者

多子世帯



①同居する18歳未満の子が3人以上（妊娠中を含む）の世帯

②同居する18歳未満の子が2人以上で更なる妊娠・出産を希望する夫婦

3世代



子育て世帯

小学生以下の子どもがいる子育て中の世帯

↔



親等の世帯

子育て世帯を支援する世帯
(子育て世帯の父母、おじおば、祖父母など)

新たに同居又は近居

補助メニュー・補助額

| 対象者 | メニュー (補助金交付決定後に行う以下の内容が対象) | 補助額 |
|------------------|-------------------------------|---|
| 多子世帯 | ①中古住宅を取得②取得時にリフォーム工事※3 | <div style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; color: green;">補助額</div> <p style="color: green;">補助率1/5（上限40万円）</p> <p style="color: green;">※対象経費の合計に対して※4</p> |
| 3世代 同居※1 近居※2 | ①中古住宅を取得②リフォーム工事※3 | |

- ※1 令和3年3月31日以前に同居・近居している場合は補助の対象になりません。
- ※2 近居とは、東彼杵町内に3世代が居住することです。賃貸マンション、借家は対象外です。
- ※3 リフォーム工事については、県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人が施工するものに限ります。また、工事内容については性能向上に資するもの※4が対象です。
- ※4 対象となる工事は①間取りの変更等②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設③バリアフリー改修④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修⑤浄化槽の設置・入れ替え
- ※5 「子育て応援宣言団体※6」に所属している申請者についても、補助額の上限は40万円です。
- ※6 県が認証する「Nぴか企業」及び令和2年度に県が実施をした「結婚・子育て応援宣言」をした団体をいいます。

問 町民課福祉係 ☎ 46-1155

農地改良届について

農地の造成等を行う場合には事前に農業委員会へ農地等改良届の提出が必要です。

農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として、農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土又は掘削等の行為を言います。(例：茶畑の改植に伴う造成工事、圃場の嵩上げなど)

【添付書類】 位置図、平面・断面図、現況写真、被害防除計画書、隣接者の同意書ほか

【その他】 「農地を農地以外のもの（宅地や雑種地など）」にする場合は、農地転用の許可が必要となります。改良の基準など、詳しくは役場農業委員会までお問合せください。

問 農業委員会 ☎ 46-1311

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会では、農地法第30条の規定に基づき、遊休農地の把握や違反転用の発生防止を目的として、毎年、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

- 対象農地：町内全域の農地
- 調査期間：令和3年7月下旬から令和3年9月末日まで
- 調査方法：地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地を見回り、利用状況の調査を行います。
各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますので、ご協力をお願いします。

なお、現地調査の結果に基づき、耕作されていない土地の所有者等に対し、農地としての適正な利用を図っていただけるよう農地利用意向調査を実施する予定です。

【遊休農地とは】

1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。

【なぜ、調査が必要なのか？】

農地法第2条の2に、「農地の所有者等は適正で効率的な農地の利用を確保しなければならない」という責務規定があります。農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまい、耕作できる状態に戻すのに、大変な手間と労力がかかることから、調査が必要となっています。

なお、農地の貸付や譲渡を希望される方は、地元農業委員または農業委員会までお知らせください。

遊休農地を解消しよう

遊休農地解消については、次のような取り組みを行っています。

1. 利用が困難な農地の非農地化
進入路等がなく、山林・原野化した農地につきましては、今後農地としての利用が困難であると判断した場合には、非農地化（山林・原野等への地目変更）を進めています。
2. 遊休農地解消のため苗木の提供
遊休農地解消を目的として、ハゼ苗・オリーブ苗等の提供を行っています。

問 農業委員会 ☎ 46-1311

農薬危害防止運動の実施について

長崎県では、農薬を使用する機会が増える6月から8月までの3ヶ月を「農薬危害防止期間」と定め、農薬事故を防止する運動が実施されています。農薬を使用するにあたっては、もう一度、次のことに注意して、適正な使用を心がけましょう。

- 農薬ラベルによる使用基準の確認と使用履歴の記帳を徹底すること
- 土壌くん蒸剤は必ず被覆し、周囲への周知を徹底すること
- 住宅地周辺で散布する時は、周辺住民に対して「農薬の使用目的」、「散布日時」、「農薬の種類」、「農薬使用者等の連絡先」を周知し、飛散防止を徹底すること
- 誤飲を防ぐため、容器の移し替えの厳禁、施錠された場所で保管管理を徹底すること

《注意》「適用作物以外への農薬の使用」、「希釈倍数を超えた農薬の使用」、「使用時期以外での農薬の使用」、「総使用回数を超えた農薬の使用」は、農薬取締法により処罰されることがあります。

東彼杵町地域振興券を配布いたします

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済悪化の影響を緩和するとともに、地域内消費を下支えするため、東彼杵町に住民登録をしているすべての方を対象に「東彼杵町地域振興券」を郵送いたします（※7月31日までにお手元に届きます）。町内でのお買い物に是非ご利用ください。

地域振興券の概要は以下のとおりです。

利用対象者：東彼杵町に住民登録をしているすべての方

配布額：5,000円（500円券10枚つづり）

使用可能期間：令和3年8月1日（日）～令和3年10月31日（日）

問 まちづくり課 ☎ 46-1286

浄化槽設置整備事業補助金申請について

生活排水対策事業として、公共下水道等計画区域外の地域に限り、次のとおり補助をいたします。

■対象区域■ 公共下水道事業認可区域及び農・漁業集落排水接続可能地区以外の区域

■補助対象■ 処理対象50人以下の国庫補助指針適合浄化槽を設置される者

■補助額■ 令和3年度予定設置数：40基

【一般住宅への設置基準】

【人槽区分ごとの補助金額】

| | 算定基準 | 人槽 | 限度額 | | |
|------|-----------------|------|---------|------------|------------|
| | | | 人槽区分 | 通常型 | 高度処理型 |
| 専用住宅 | 延べ床面積130㎡以内 | 5人槽 | 5人槽 | 585,000円 | 697,000円 |
| | | | 6～7人槽 | 730,000円 | 802,000円 |
| | 延べ床面積130㎡を超えるもの | 7人槽 | 8～10人槽 | 1,018,000円 | 1,046,000円 |
| | | | 11～20人槽 | 1,611,000円 | 1,764,000円 |
| | 二世帯住宅 | 10人槽 | 21～30人槽 | 2,672,000円 | 3,060,000円 |
| | | | 31～50人槽 | 3,717,000円 | 4,176,000円 |

令和3年度中に浄化槽設置の計画をされている方は、まずは浄化槽設置を行っている業者にご相談ください。
なお、浄化槽設置補助金申請の受付は、令和3年12月27日（月）までとなります。

問 環境衛生係 ☎ 46-1165

重点「道の駅」彼杵の荘整備計画事業の今後の予定について

現在、国土交通省を中心に重点「道の駅」整備計画事業に係る「道の駅」彼杵の荘の再整備事業が進められており、町民の皆様ならびに道の駅利用者の皆様には大変ご不便とご迷惑をお掛けしております。

今後の整備については、物産館入口近くで「情報休憩施設」「トイレ」等の新築工事等が本年7月から行われます。なお、駐車場の整備工事等も順次発注される予定ですので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問 まちづくり課 ☎ 46-1286

「東彼杵町納涼花火大会」中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、来場者やスタッフの健康と安全を第一に考慮した結果、本年8月の「東彼杵町納涼花火大会」を中止いたします。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

問 東彼商工会東彼杵支所 ☎ 46-1700



九州電力送配電からのお知らせ

台風時の停電に備えましょう!



九州電力送配電

チャットで




停電状況の確認ができます。
電気設備のトラブル(異常)をお知らせください。

お客様の声

- ・電気が点かず電話してもいつ繋がるか不安でしたが、チャットで対応してもらい、とてもありがたかったです。
- ・電線にビニールが引っかかっていて心配でしたが、携帯のカメラで写真を撮って送ったら、すぐに状況が伝わって、とても安心しました。

お問合わせありがとうございます。いかがされましたでしょうか？

電気がつかないのですが。

現在の停電状況を教えてください。

- 便利 電話が混み合っつながりにくい時はチャットが便利
- 簡単 チャットなら、写真も送れて状況判断も簡単
- 安心 送った写真が電気のプロに正確に伝わるから安心



スマホで
簡単アクセス



チャット受付URL
<https://kyuden-td.support-navi.jp/t01/>

東彼杵町 × V・ファーレン長崎 × S D G s = ずっと暮らしたい東彼杵町

東彼杵町がサッカーJ2「V・ファーレン長崎」とともに実践している『持続可能な地域づくりに向けた社会連携事業』。町とS D G sの関わりを学ぶ取り組みとして、「カードゲーム大会」と「地域の魅力発見マップ作り」を行います。年齢問わずどなたでもご参加いただけますので、お気軽にどうぞ。



※S D G s【持続可能な開発目標】は、国連加盟国が2016年から2030年の15年間で達成すべき目標として掲げたもので、「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されています。

【1回目】カードゲームでS D G sを学ぼう！

有資格者とともに、誰でも楽しめるカードゲーム「2030SDGs」を使いながら、S D G sを知識でなく体験的に学びます。V・ファーレン長崎スタッフも参加予定。S D G sの視点から今後住み続けたい町の魅力をみんなでわいわい考えます。

日時：令和3年8月21日（土）13：00～16：00
 会場：東彼杵町総合会館大会議室
 定員：50人（※小学校低学年のお子様は保護者と一緒にどうぞ）

【2回目】フィールドワークで「魅力発見マップ」を作ろう！

S D G s視点で東彼杵町の魅力を探るフィールドワークを、V・ファーレン長崎スタッフとともに行います。町を巡りながら写真撮影したり、簡単な調査を行った後、全員で「魅力発見マップ」を作ります。

日時：令和3年9月18日（土）10：00～15：00（休憩12：00～13：00）
 会場：東彼杵町総合会館大会議室、町内一円
 定員：50人（※小学校低学年のお子様は保護者と一緒にどうぞ）

- こんな方におすすめです！
- ・まちづくりに興味関心がある方
 - ・S D G sについて知りたい方、学んでみたい方
 - ・東彼杵町の魅力をもっと生かしていきたいと思っている方

*****申 込 方 法*****

東彼杵町まちづくり課の電話（46-1286）かEメール（shoukou@town.higashisonogi.lg.jp）で、「氏名」「年齢」「連絡先」「参加希望回（1回目 or 2回目 or 両方）」をお知らせください。※できる限り両方のご参加をお願いいたします。1回目、2回目どちらか一方の参加も可能です。



子どもたちがプロサッカー選手と交流！ 彼杵小でV・ファーレン長崎「V-DREAM」実施

東彼杵町は本年度、サッカーJ2「V・ファーレン長崎」とともに『持続可能な地域づくりに向けた社会連携事業』を推進しています。子どもからお年寄りまで幅広い世代がいきいきと活躍できる地域づくりと、町内外を問わず多様な主体が連携できる場の創出が目的です。将来の夢を膨らませる学びの場や、持続可能性をSDGs（持続可能な開発目標）の切り口で考える機会をつくり、地域の課題を「自分ごと」として捉えながら次のアクションを起こす環境づくりを目指します。

この事業の一環として、町立彼杵小で6月21日、V・ファーレン長崎の選手やスタッフが学校を訪問する交流事業「V-DREAM」を行いました。

チームのレギュラーとして活躍する長崎県出身のDF毎熊晟矢選手や、V・ファーレン長崎スタッフが学校を訪問。前半の「ゲームの時間」では芝生のグラウンドでボールを使ったレクレーションを行い、身体を動かす楽しさや、仲間と協力することの大切さを学びました。後半の「トークの時間」では、毎熊選手がプロサッカー選手を目指した幼少期の思い出や、選手としての努力や苦勞、今後の夢などについて講話。「周囲の助言に耳を傾け、自分に何が足りないのか常に考えながら取り組んできた。夢は日本代表。これまでの経験を糧にさらに成長したい」と語りました。熱心に聞き入っていた子どもたちは「サッカーをやって楽しいことは？」「リフティングは何回できますか？」など次々と質問していました。

「V-DREAM」に先駆けて行った早朝のあいさつ運動では、クラブマスケットのヴィヴィくんが校門前で登校する児童を出迎え、にぎやかな雰囲気になりました。



家庭ごみ等の焼却の禁止について



〔家庭ごみ等焼却の禁止〕

家庭ごみなどを野外で燃やしたり、処理基準（燃焼温度が800度以上等）を満たさない小型焼却炉などで燃やしたりする行為、いわゆる「野焼き」は法律で禁止されています。

野焼きは、煙・すす・悪臭などにより、周辺の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質が発生する原因にもなりますので、絶対にやめましょう。

違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられる場合があります。（法人の場合は、3億円以下の罰金。）

※ 焼却禁止の例外

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
（例：河川管理者による河川管理のために伐採した草木等の焼却等）
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
（例：災害時における木くず等の焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却等）
- 3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
（例：どんと焼き及び鬼火炊き等）
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
（例：稲わら等の焼却、伐採した枝等の焼却 ※廃ビニールの焼却は禁止）
- 5 学校教育等のための焼却や一過性の軽微な焼却
（例：キャンプファイヤー、落ち葉、刈り取った草木の焼却 ※できるだけごみ収集に出されるようお願いします。）



| | | |
|----------------|------------------|----------------|
| 【野焼き等を発見したときは】 | 県央保健所環境課 | ☎ 0957-26-3305 |
| | 川棚警察署生活安全課 | ☎ 0956-82-3110 |
| | 東彼杵町役場町民課（環境衛生係） | ☎ 46-1165 |

お知らせ

毎月日曜日の個人番号カード 発行申請・交付受付窓口

毎月日曜日の個人番号カード発行申請・交付受付窓口の8月の開庁予定日は29日(日)9時～12時です。

なお、25日(水)17時15分～19時にも時間外受付窓口を設けておりますのでご利用ください。

- ※ 窓口は混み合うことがありますので、事前に予約をお願いします。
- ※ 予約のご連絡は平日午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。
- ※ 持ってくるもの
 - ①本人確認書類・・・写真付きの場合 1つ
写真無しの場合 2つ
 - ②個人番号通知カード

予約・問合せ
町民課戸籍係 ☎46-1116

募集

ブラックバス釣り大会 in 東彼 杵参加者募集

開催日：8月8日(日)

開催場所：東彼杵町中岳郷 中池・鹿ノ丸池

大会時間：5時30分～11時(受付5時～)

参加費：高校生以上 1,000円

中学生以下 500円

釣り倶楽部会員は無料

※小学生以下は保護者同伴が必要です。

定員：40名

応募締切：7月31日(土) ※当日受付不可

申込：電話またはFAXで住所・氏名・連絡先をご連絡ください。

TEL：090-3191-0516(山口)

FAX：0957-47-0962

主催：中岳水路・ため池管理組合

後援：中岳自治会



お願い

犬・猫の飼主のみなさまへ お願い

1) 散歩時の犬のフンは、持ち帰りましょう。

町内の犬のフンの不始末による苦情が、多数報告されています。路上や庭先等に放置されたフンは、ご近所のみなさんに対して、大変迷惑な行為です。

飼い主の方は、愛情と責任を持って飼育されますようお願いいたします。

【参考】犬のフンを放置し町の措置命令に従わない場合は、「東彼杵町犬取締条例」により5万円以下の罰金に処せられることがあります。

2) 猫は、できるだけ室内飼いに努めましょう。

猫は拘束されることを嫌がりますが、飼い始めた子猫の時から習性に配慮しながら室内飼いの習慣をつけると比較的狭い縄張りでも満足し、室内だけで飼うことも可能です。

3) 猫に避妊・去勢手術を受けさせましょう。

飼うことが出来ないかわいそうな子猫を生ませない為に、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

4) 野良猫には絶対にエサを与えないようにしましょう。

野良猫にエサを与えることにより多くの猫が集まり、鳴き声や糞尿による異臭等で近所の迷惑となります。絶対にエサを与えないようにしましょう。

問 環境衛生係 ☎46-1165

お知らせ

長崎県からのお知らせ

ながさきコロナ対策飲食店認証制度が始まりました。

①ながさきコロナ対策飲食認証制度とは？

長崎県と新型コロナウイルス予防対策実行委員会が連携し、安心して県内の飲食店を利用できるよう認証基準を設けた第三者認証制度です。

②対象となる飲食店

県内において食品衛生法による営業許可を受け事業を営んでいる者のうち飲食スペースを有する店舗が対象となります。

③認証制度補助金について

認証制度の認証を受けるため、感染防止対策に必要な設備投資等の備品・機械装置等購入費が対象となります。(上限10万円)

④申請受付期間

認証申請：令和3年6月15日～

補助申請：令和3年6月15日～令和4年1月31日

【問合せ先】

事務局コールセンター

電話：0570-550-388

受付時間：9時～18時(土日祝日除)

県HP：<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/shokunoanzen-anshin/ninsyou/>

各種相談窓口

行政相談

- ①日時 8月10日(火) 10時～12時
場所 役場1階 第2会議室
- ②日時 8月23日(月) 10時～12時
場所 農村環境改善センター
どうぞお気軽にご相談ください。

問 総務課総務係 ☎ 46-1265

心配ごと相談所開設

日時 8月10日(火)
13時30分～16時
場所 総合会館福祉センター相談室
相談員 福田 家久子・田中 博子

無料弁護士相談所開設

日時 8月18日(水) 13時～16時
場所 総合会館福祉センター相談室
どうぞお気軽にご相談ください。

問 社会福祉協議会 ☎ 46-0619

8月の交通事故巡回相談

| 開催日 | 時間 | 開催場所 |
|----------|---------|-------|
| 8月12日(木) | 10時～15時 | 県北振興局 |
| 8月24日(火) | 10時～15時 | 大村市役所 |

相談の予約受付は、開催日の2日前(土・日、祝日を除く)までとなります。受付 長崎県交通事故相談所 095-824-1111(内線 3776、3777)

ハローワーク大村からのお知らせ

◎児童扶養手当受給中の皆様へ

ハローワーク大村では『出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン』を実施します。

担当者制によりきめ細やかに就職活動をサポートします。出張相談もできますので、ぜひ一度、役場福祉係にご相談ください。

◎お仕事をお探し中のお母さんへ

ハローワーク大村にマザーズコーナーを設置しています。
就職活動での悩みや不安など、専門の担当者が丁寧に対応いたしますのでお気軽にご相談ください。

問 ハローワーク大村 ☎ 52-8609

生活習慣病とは食事、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣に関わり発症する病気の事で、特に高血圧、動脈硬化、糖尿病などは眼に重大なダメージを与えます。

高血圧や動脈硬化のために眼底(網膜)の血管が細くなり詰まると網膜動脈閉塞症や網膜静脈閉塞症という病気が起こり、視力が低下し、緊急の治療が必要になる事があります。また、網膜の細い動脈に瘤ができ、それが破れて出血を起こす事もあります。その他にも、内頸動脈(脳に行く動脈)や眼動脈に徐々に動脈硬化が起こり、血液が流れにくくなる

と、眼虚血症候群となり、治療困難な血管新生緑内障という病気を引き起こす事もあります。

糖尿病も成人に多く見られる生活習慣病ですが、糖尿病は体中を巡る血管に障害を起こし脳梗塞、心筋梗塞の原因になります。眼に対しては糖尿病性網膜症を引き起こします。

50～60歳代の糖尿病患者の約4割に発症すると言われ、単純型、前増殖型、増殖型の三病期に大きく分かれます。単純型のうちは内科的コントロールがうまく行けば病気の進行をくい止める事ができますが、前増殖型、増殖型と進行していくと、レーザー治療や手術を行わないと失明する事もあります。網膜症は視力が低下するまで自覚症状がない事が多く、定期的に眼科を受診し、悪化しないように経過を見ていく必要があります。

また、高血糖により水晶体が濁り、白内障になったり、眼を動かす神経が障害されて起こる眼筋麻痺、ぶどう膜炎という眼の炎症を起こす事もありますので、注意が必要です。

これらの生活習慣病を予防、または悪化させないようにするには、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な睡眠等を心掛ける事が大切です。それでも改善しない場合は、適切な治療を行い、疾患をコントロールする事で眼の健康を保つことが出来ると思います。

健康 ひとくちメモ



東彼杵郡医師会
菅 英毅 (波佐見町)

『生活習慣病と眼』

6月の行動記録

1日 課長会

4日 町防災会議

8日 第2回町議会定例会本会議

9日 第2回町議会定例会本会議

11日 長崎市での東彼杵町アンテナショップ
宣伝活動

15日 第2回町議会定例会本会議

区長会

17日 八反田地区民生児童委員委嘱状交付

GIGAスクール研修参観

(東彼杵中学校)

21日 サッカー長崎サッカー長崎

Vフアーレンと学校交流視察

22日 県知事、県議会議長へ県政要望活動

23日 西海園二瀬社長受賞報告

25日 時事通信インタビュー

28日 九州電力との連携協定締結式

29日～30日 国会議員、省庁へ国政要望活動

ふるさと納税だより

5月のふるさと納税受入額
件数 625件
寄附額 11,201,000円

令和3年度累計(5月末時点)
件数 1,275件
寄附額 21,795,000円

誠にありがとうございました。

(※申込サイトや決済方法によっては受入額が申し込まれた月と異なる場合があります。)

先月、東彼杵町にふるさと納税していただいた方々です。

石黒 智朗様 坂井 一也様 正本 恵子様 佐藤 祐司様

※氏名等の公表を希望された方のみ掲載しています。

【寄附者様からの応援メッセージ】

- ・コロナで大変な時期ですが、みんなで、頑張りましょう。
- ・これからも美味しい物作りを続けてください。横浜から応援しています！
- ・初めて寄付します。コロナで大変なときと思いますが、応援しています。
- ・遠出できるようになったら、お茶屋さんにも遊びに行ってみたいです。
- ・より良いまちづくりに寄付をご活用ください
- ・これからも元気な街で居続けてください。
- ・借家(貸家)バンク制度の成功を祈念します。

他にも多数の応援メッセージをいただいています。ありがとうございました。



バウムクーヘンとヒロシマ
栗山 ひろみ 作

日本で初めてバウムクーヘンを焼いたのは、ドイツ人のカール・ユーハイムでした。彼は、菓子職人として来日したのではなく、第一次世界大戦中、ドイツ人捕虜として日本に連れて来られた。それが、どうして？

小学六年の颯太は、「ピースキャンピング似島」に参加し、戦争に翻弄された彼の生涯を知ることによって……。

「平和とは何か？」を問う長崎県読書感想文課題図書の一冊です。



雪のなまえ
村山 由佳 著

虐めに合い不登校になった小学5年生の雪乃。両親は今後の事を話し合うが、平行線のまま口論となる。結局、雪乃は、会社を辞めた父と曾祖父母が住む長野へ移り、母は、東京に残った。閉ざされたままの雪乃の心は、農業を営む曾祖父母の言葉に癒され、同級生の男の子たちとふれ合いながら次第に心を開いていくのだった……。

大自然と共に生きる人々の優しいことばに読者も癒される感動の一冊です。

●海の事故ゼロキャンペーン（7月16日～8月31日）

7月16日から31日は、「海の事故ゼロキャンペーン」期間です。
船を運行する方は、出港前のエンジンなどの点検や救命胴衣の常時着用、海上での見張りの徹底をお願いします。



●夏季安全推進運動（7月16日～8月31日）

マリンレジャーが活発となる夏を迎え、安全に楽しんでいただくために、7月16日から8月31日までの間、夏季安全推進運動を実施します。

近年は、カヌーやミニボートなどのウォーターアクティビティの人気の高まり利用者が増えている一方で、必要な知識や技術が不足した状態で海に出ていき事故に遭うケースも増えています。

海に関する知識、乗り物の特性、交通ルールを十分に理解して、安全にマリンレジャーを楽しみましょう。



休日在宅当番医（7月・8月）

診療時間 9時00分～17時00分

| 日 | 病院名 | 町 | 電話番号 |
|-------|-----------|-----|--------------|
| 7月18日 | こうの内科医院 | 波佐見 | 0956-20-7500 |
| 22日 | にいむら整形外科 | 川 棚 | 0956-82-6565 |
| 23日 | 波佐見病院 | 波佐見 | 0956-85-7021 |
| 25日 | 山川医院 | 東彼杵 | 0957-46-0020 |
| 8月 1日 | 松尾医院 | 波佐見 | 0956-85-2001 |
| 8日 | はすわ診療所 | 波佐見 | 0956-85-5221 |
| 9日 | 西の原野中医院 | 波佐見 | 0956-85-3054 |
| 15日 | 松村内科・消化器科 | 東彼杵 | 0957-47-0709 |

東彼杵町内交通事故発生状況

※飲酒・無免許は事故件数

| | 人傷件数 | 死者 | 傷者 | 物件事故 | 飲酒 | 無免許 |
|--------|------|----|----|------|----|-----|
| 5月中 | 1 | 0 | 1 | 12 | 0 | 0 |
| 2021年中 | 15 | 0 | 18 | 51 | 0 | 0 |

東彼杵町の人口（5月末日現在）※（ ）内は前月対比

| 総人口 | 世帯数 | 男性 | 女性 | |
|----------------|---------------|----------------|----------------|-----|
| 7,657 (-28) | 3,132 (-5) | 3,680 (-11) | 3,977 (-17) | |
| 出生 | 死亡 | 転入 | 転出 | その他 |
| 2 | 10 | 10 | 30 | 0 |

瀨野 京子

88歳

東町

おくやみ申し上げます

おくやみ

○敬称は略させていただきます。
○掲載希望の申出があったものだけを掲載しています。

図書館からお知らせと おすすめの本

ぼけっとくらぶ（代表：松添 麻貴子さん）からエプロンシアター（3作品）を寄贈していただきました。

貸出をご希望される方は、カウンターで申し込んでください。手作りの温かさが伝わってくる楽しいエプロンシアターです。お子さんといかがですか？

問 教育センター分室図書室 ☎ 46-0705



ゆうこさんのルーペ
多屋 光孫 文・絵

ゆうこさんは、生まれた時から目がよく見えません。大好きな本を読む時は、いつも「ルーペ」を使います。

はやたくんは、ゆうこさんの「ルーペ」が不思議で仕方ありません。そこで、ゆうこさんに、「それは、何ですか？」と聞きました。そして、ゆうこさんの「ルーペ」をのぞいてみると・・・。

実話をもとにした、障害がある人もない人もお互いを認め合うためのヒントがたくさん詰まった絵本です。

わたしの作品 千綿小学校



2年 井川 玲夢さん
絵「うさぎ」



2年 伊東 耕作さん
絵「アフリカのはなび」



4年 渡海 琥さん
作品「B パチンコバナナ」



6年 森山 るらさん
作文「六年生になって三カ月」

今年の四月に、みんなで一年間の目標を決めました。
「21HEROS。」

21とは、六年生二十一名のことです。六年生みんなが、はずかしがらずヒーローのように活躍するカッコいい一年間にしよう決めました。

それから三カ月が経ちました。私たちは、最高学年として少しずつ下級生を引っ張っていけるようになっていきます。縦割り活動、一年生のお世話、委員会やクラブのリーダーなど、六年生みんなが、自分の役割を果たすために頑張っています。

私は、いつも気を付けていることが、二つあります。

一つ目は、何にでも挑戦すること、そしてすぐにあきらめるのではなくわかるまで続けることです。例えば、算数や社会の勉強で、「難しいな」と思っても、最後まで自分で解こうと頑張っています。解けたときは「うれしいな」と思います。

そして二つ目は、まず自分から動いて、同級生や下級生に頼ってもらえるように頑張ることです。困っている友達や下級生がいたら「どうしたの?」と声をかけて助けるようにしています。

これから意識して頑張ることも二つあります。

まず、地域の人たちにもはずかしがらずに積極的にあいさつをすることです。私は今まで、地域の人がいるのに、あいさつをせずに通り過ぎることがありました。だから、そこを直して「よくあいさつをする人だ」と思ってもらえるようにします。

次に、算数の学習です。私は、体を動かすことや、スポーツをするのは好きですが、算数の文章問題の読み取りが苦手です。だから先生の話をよく聞いて頭に入れたり、友だちと教え合ったりして一生けん命に考えます。そして、算数を得意な教科にしたいです。

千綿小学校を卒業するまであと九カ月。思い出をいっぱい作り、くいのない九カ月にします。